

## 民事事件、行政事件及び家事事件に関する文書の契印の取扱いについて

平成11年2月3日総三第5号高等裁判所長官、  
地方、家庭裁判所長あて総務局長、民事局長、行  
政局長、家庭局長通知

民事事件、行政事件及び家事事件（以下「民事事件等」という。）に関する文書が数葉にわたる場合には、慣行として契印をする取扱いがされてきましたが、裁判の適正を損なうことなく裁判事務の簡素化及び合理化を図るとともに、裁判所を利用する国民の負担軽減を図るとの観点から、平成11年4月1日から、別紙のような取扱いも差し支えありません。

なお、民事事件等の裁判書の原本については、最終的には裁判官の判断によることとなりますが、これについても同様の取扱いをしても差し支えないと考えます。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から通知してください。

### （別紙）

#### 1 裁判所職員が作成する文書の契印

(1) 専ら裁判所において保管する文書は、契印を不要とする。ただし、ページ数を付するなど、文書の連続性が容易に認識できる措置を執ることが相当である。

(2) (1)以外の文書は、契印又は契印に準ずる措置を執る。

#### 2 当事者等が作成する文書の契印

契印を不要とする。ただし、当事者等に対し、ページ数を付するなど、文書の連続性が容易に認識できる措置を求めることが相当である。